

男鹿市規則第 15 号

男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年男鹿市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第17条 条例第18条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) (略) (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (3)～(19) (略) 2～4 (略)	(特別休暇) 第17条 条例第18条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1) (略) (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (3)～(19) (略) 2～4 (略)

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

（男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1) （略）	（略）	(1) （略）	（略）
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3)～(14) （略）	（略）	(3)～(14) （略）	（略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。